

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	精神保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、精神保健福祉手帳交付に関する事務における個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県知事

## 公表日

令和7年1月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神保健福祉手帳に関する事務を行う</p> <p>【具体的な内容】 精神保健福祉手帳に関する申請、審査、返還、再交付の事務、交付台帳の整備</p>
③システムの名称	精神保健福祉管理システム(福祉手帳システム)、中間サーバー、団体内部統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表 二十二の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表37,42,49,53,75,76,77,80,81,108,113,124,125,141144,155,161,163の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康医療福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1  
青森県健康医療福祉部障がい福祉課障がい企画・精神保健グループ  
電話:017-734-9307

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上    2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり    2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 このことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

精神保健福祉管理システム(福祉手帳システム)へのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	5 ② 所属長	障害福祉課長 小山内 陽子	障害福祉課長 竹島 徹	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の第一の十四	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一 十四の項	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の第一の主務省令で定める事務を定める命令 第六十条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第十四条	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】なし	【情報照会の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 二十五の項  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第十八条	事後	定期見直しによる修正
平成28年8月18日	4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表二 二七、二八、三一、五十四、五十五、五十六の二、五十九、百六、百十六  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表の第二の主務省令で定める事務を定める命令 12条一~ル、2~ル、19条1~タ、30条11、44条1~タ、55条1、16条、18条、20条2~口、21条1~口、2~口、22条1~口、28条1~口、29条2、30条4、11、31条4~口、42条2、44条1~タ、53条1~口、2~口、3~口、55条	【情報提供の根拠】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二 十六、二十七、二十八、三十一、五十四、五十五、五十六の二、五十七、七十九、百六、百十六の項  行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第十二条第一号二、同条第三号二、第二十条第二号口、同条第六号、第二十一条第一号口、同条第二号口、同条第三号、第二十二条第一号口、同条第二号から同条第十号まで、第二十八条第一号口、同条第二号から同条第十号まで、第二十九条第二号、第三十条第四号、第三十一条第四号口、第四十二条第二号、第五十三条第一号口、同条第二号口、同条第三号口	事後	定期見直しによる修正
平成30年11月6日	5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	障害福祉課長 竹島 徹	障害福祉課長	事後	定期見直しによる修正
令和1年6月25日	VII リスク対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年7月28日	II 1 対象人数	平成27年4月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	II 2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 十六、二十七、二十八、三十一、五十四、五十五、五十六の二、五十七、七十九、百六、百十六の項  ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十二条第一号二、同条第三号二、第二十条第二号口、同条第六号、第二十一条第一号口、同条第二号口、同条第三号、第二十二条第一号口、同条第二号から同条第十号まで、第二十八条第一号口、同条第二号から同条第十号まで、第二十九条第二号、第三十条第四号、第三十一条第四号口、第四十二条第二号、第五十三条第一号口、同条第二号口、同条第三号口	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 十六、二十七、二十八、三十一、五十四、五十五、五十六の二、五十七、七十九、八十五の二、百六及び百八の項  ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第一号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第5号、同条第8号子、第20条第2号口、第21条第1号口、同条第2号口、同条第3号、第22条第1号口、第28条第1号口、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号口及び第55条第1号子	事後	評価の再実施による修正
令和2年7月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	なし	[○]外部監査	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月8日	IV リスク対策-8. 監査	[○] 外部監査	[ ] 外部監査	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	3. 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第一 十四の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表 二十二の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条	事後	定期見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	4②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 二十五の項            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条</p> <p>【情報提供の根拠】            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 別表第二 十、十六、二十七、二十八、三十一、五十四、五十五、五十六の二、五十七、七十九、八十五の二、百六及び百八の項            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第5号、同条第8号チ、第20条第2号ロ、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、第22条第1号ロ、第28条第1号ロ、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ロ及び第55条第1号チ</p>	<p>【情報照会の根拠】            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表41の項</p> <p>【情報提供の根拠】            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表37,42,49,53,75,76,77,80,81,108,113,124,125,141144,155,161,163の項</p>	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	5①部署	青森県健康福祉部障害福祉課	青森県健康医療福祉部障がい福祉課	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	5②所属長の役職名	障害福祉課長	障がい福祉課長	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	7請求先	〒030-8570 青森市長島一丁目1ー1 青森県総務部総務学事課情報公開グループ 電話:017-734-9083	〒030-8570 青森市長島一丁目1ー1 青森県総務部総務文書課文書・情報公開グループ 電話:017-734-9083	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	8連絡先	〒030-8570 青森市長島一丁目1ー1 青森県健康福祉部障害福祉課障害企画・精神保健グループ 電話:017-734-9307	〒030-8570 青森市長島一丁目1ー1 青森県健康医療福祉部障がい福祉課障がい企画・精神保健グループ 電話:017-734-9307	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	II 1 対象人数	令和2年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	II 2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	IV8 人手を介在させる作業	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和7年1月27日	IV9 監査	自己点検実施なし	自己点検実施あり	事後	定期見直しによる修正
令和7年1月27日	IV11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	なし	(新規項目)	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正